

知多地域における地域産業資源の現状について

1 地域産業資源について

(1) 中小企業地域資源活用促進法とは

中小企業による地域産業資源を活用した事業活動を支援することにより、地域における中小企業の事業活動の促進を図り、もって地域産業の活性化に寄与することを目的とした法律

<経緯>

H19年6月	中小企業地域資源活用促進法 施行
H23年5月	いわゆる地方主権改革関連3法による改正で、地域産業資源の指定権限を国から都道府県へ移譲することに（H24年4月施行）
H27年8月	一部改正（市町村の積極的関与を規定、地域産業資源活用事業の内容を追加、地域産業資源活用支援事業を創設）

(2) 地域産業資源とは

地域の中小企業者が共通して活用することができ、当該地域に特徴的なものとして認識されている本県が指定した鉱工業製品及びその生産に係る技術、農林水産物、地域の観光資源をいう。

地域産業資源の指定の要件（国の基本方針から抜粋）

- ① 地域の中小企業者が現に又は潜在的に活用可能であり、活用の促進により当該地域の他の中小企業者の事業活動等を促進する可能性が高いこと。
 - ・可能性の程度は、当該地域の中小企業者の技術、設備、人員及び地域の業種構成や産業構造等を総合的に勘案して判断。
- ② 他の地域の同種の地域産業資源と比べて顕著な特徴を有し、消費者等に相当程度認識されているもの

<周知度の基準>

- ・国の法令又は県若しくは市町村の条例、基本計画等の指定
- ・新聞、雑誌、専門誌、テレビ、インターネット等で複数回紹介
- ・事業活動が見込まれるものとして県等が県内に広く流通する公的媒体で情報提供
- ・消費者又は流通業者等への調査で当該地域の特徴的なものとして認知されている

(3) 本県の地域産業資源の指定状況

年度	鉱工業品及びその生産技術	農林水産物	観光資源	合計
H19	41	87	84	212
H20	64	87	135	286
H21	65	89	141	295
H22	68	94	144	306
H23	78	102	196	376
H24	88	116	230	434
H25	95	140	277	512
H26	99	147	338	584
H27	108	159	378	654
H28	113	168	395	676

知多管内の市町村別地域産業資源一覧（平成28年9月1日現在）

	鉱工業品又は鉱工業品の生産にかかると技術	農林水産物	観光資源	
県下全域に共通するもの	愛知の一般産業用機械、愛知の金型、愛知の金属加工機械、愛知の自動車部品、愛知の繊維機械、愛知の建具、愛知のプラスチック、愛知の和菓子、あいち認証材(木材、製材加工品)、愛知のIT技術と関連製品、愛知の航空機部品、愛知の宇宙産業関連部品			
知多	東海市	愛知のしょうゆ、愛知の豆みそ(赤みそ)、きしめん、常滑焼、鋳物、名古屋のアパレル、名古屋仏壇、三河仏壇、愛知の漬物	ふき、たまねぎ、洋ラン、ぶどう、いちじく、みかん、トマト	平洲記念館、尾張横須賀まつり、大田まつり、聚楽園大仏
	大府市	きしめん、常滑焼、名古屋仏壇、三河仏壇、鋳物、医療用機械器具・医療用品、愛知の漬物	やまいも、ぶどう、なし、みかわ牛、たまねぎ、菜の花、にんじん、かぼちゃ、キャベツ、はくさい、きゅうり、餅菜、ねぎ、ふき、きぬあかり、名古屋コーチン	あいち健康の森公園、ウエルネスバレー(あいち健康の森周辺)、ハス、大倉公園、いちご狩り、大倉公園つつじまつり、大府盆梅展、おしも井戸、ハツ屋神社(金メダルの神社)、大府シティ健康マラソン大会、藤井神社祭礼(子供三番叟)、薬草園(あいち健康の森)、石ヶ瀬の合戦古戦場、ハナモモの郷、ウエルネスバレーロード、円通寺、延命寺、大府長根山ぶどう狩り、極楽寺、地藏寺、常福寺、どぶろくまつり、普門寺、マントウ馬まつり
	知多市	愛知のしょうゆ、愛知の豆みそ(赤みそ)、きしめん、常滑焼、知多木綿、知多綿スフ織物、名古屋のアパレル、名古屋仏壇、	ペコロス、ふき、佐布里の梅、きぬあかり	新舞子ブルーサンビーチ、佐布里池の梅林、大草城址、岡田の古い街並み
	東浦町	愛知の清酒、常滑焼、知多綿スフ織物、愛知の木製家具、名古屋仏壇、三河仏壇	ぶどう、あいち牛	ウエルネスバレー(あいち健康の森周辺)、緒川城址、善導寺、於大まつり、藤江のたんつく獅子舞、あいち健康プラザ、於大公園、於大のみち、村木砦跡
	阿久比町	愛知の清酒、愛知のみりん、きしめん、常滑焼、知多綿スフ織物	米、あいち牛、きぬあかり	花かつみ園
	半田市	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、愛知のみりん、食酢、きしめん、常滑焼、三州瓦、知多綿スフ織物、愛知の木製家具、名古屋仏壇、三河仏壇、鋳物、三州瓦のシャモット	あいち知多牛、あいち牛、みかわ牛、豚、きぬあかり、名古屋コーチン	亀崎潮干祭の山車(半田の山車)、新美南吉童話ゆかりの地(新美南吉記念館、南吉生家、南吉養家、矢勝川堤の彼岸花)、半田赤レンガ建物(旧カプビール工場)、天龍山常楽寺、半田運河・蔵のまち、萬三の白モッコウバラ(小栗家住宅)
	武豊町	愛知のしょうゆ、愛知の豆みそ(赤みそ)、きしめん、常滑焼、知多綿スフ織物、名古屋仏壇、三河仏壇、愛知の漬物	あいち牛	武豊町歴史民俗資料館、醸造伝承館、春まつり、大足蛇車まつり(蛇の口花火)、武豊ふれあい山車まつり
	常滑市	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、きしめん、美浜の塩、鋳物、常滑焼、招き猫、知多綿スフ織物、名古屋仏壇、三河仏壇、名古屋節句人形	佐布里の梅、いちじく、のり、アカモク、きぬあかり、名古屋コーチン	やきもの散歩道(登窯)、大野城址(常滑市)、常滑焼まつり、中部国際空港、りんくうビーチ
	美浜町	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、きしめん、美浜の塩、常滑焼	米、みかん、あさり、のり、あいち牛、きぬあかり、グレープフルーツ	鶺鴒の山鶺繁殖地、野間大坊(大御堂寺)
	南知多町	愛知のしょうゆ、愛知の清酒、愛知の豆みそ(赤みそ)、常滑焼	ふき、みかん、アナゴ、カタクチイワシ、こうなご(小女子)、とらふぐ、しらす、あいち牛、のり、タコ、大あさり、タイラギ(タイラ貝)、ナミガイ(白ミル)、マナマコ(ナマコ、このわた)、ミルクイ(ホンミル)	内海海水浴場、鯛まつり、南知多温泉郷、篠島、日間賀島、羽豆岬、師崎漁港朝市

地域資源を活用した取組に対する支援施策

	①-1地域産業資源活用事業 (地域産業資源活用事業計画)	①-2地域産業資源活用事業 (地域産業資源活用支援事業計画)	②農商工等連携事業 (農商工等連携事業計画)	③六次産業化事業 (総合化事業計画)	④あいち中小企業応援ファンド事業
法律	中小企業地域資源活用促進法	中小企業地域資源活用促進法	農商工等連携促進法	六次産業化・地産地消法	—
前提条件	中小企業者等	一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人	農林漁業者と中小企業者との連携	農林漁業者等	地域資源の活用
事業主体	中小企業者等（単独又は共同） ・中小企業 ・事業協同組合、商工組合等 ・農業協同組合、漁業協同組合、森林組合	・一般社団法人 ・一般財団法人 ・特定非営利活動法人 (単独又は共同)	農林漁業者と中小企業者(各一以上、有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効活用するもの) ・事業協同組合、商工組合等 ・農業協同組合、漁業協同組合、森林組合	農林漁業者等(単独又は共同) ・農林漁業者等 ・農林漁業者又はこれらが組織する団体	【中小企業者・小規模事業者】 ・中小企業・小規模事業者 ・事業協同組合、商工組合等 ・農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、一般社団法人、一般財団法人等も対象 ・上記の者のグループ 【支援機関枠】 ・商工会議所、商工会、商工会連合会、中小企業団体中央会、観光協会(法人格を有するもの)、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、公益社団法人、公益財団法人等
対象事業	地域産業資源を用いる事業（商品の生産地、役務の提供地は地域産業資源の指定地域に限定） ・農林水産物又は鉱工業品を用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓 ・農林水産物又は鉱工業品に係る生産活動を利用して行われる役務の開発、提供又は需要の開拓 ・鉱工業品の生産に係る技術を用いて行われる商品の開発、生産又は需要の開拓 ・観光資源を用いて行われる商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は役務の開発、提供若しくは需要の開拓	地域産業資源活用事業計画に対して、消費者志向の観点からの助言や提案、販路の開拓のための小売事業者等との連携の促進等により支援する事業	中小企業者と農林漁業者が有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して行う事業 ・新商品の開発、生産又は需要の開拓 ・新サービスの開発、提供又は需要の開拓	(ア) 新商品の開発、生産又は需要の開拓 (イ) 新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善 (ウ) (ア)又は(イ)に掲げる措置を行うために必要な生産等の方式の導入その他の生産の方式の改善	○地域産業資源活用応援ファンド 【中小企業者・小規模事業者】 ・新製品(商品)開発 ・販路拡大 ・人材育成(新製品(商品)開発、販路拡大につながるもの) 【支援機関】 ・新製品(商品)開発 ・販路拡大 ・人材育成(新製品(商品)開発、販路拡大につながるもの) ○モノづくり応援ファンド ・次世代成長産業分野及び地場産業分野での新製品開発等 ○農商工連携応援ファンド ・あいち産業科学技術総合センターや愛知県農業総合試験場等と連携して行う新製品開発等
支援内容	・補助金(単年度) 補助率等 ◇1・2回目 2/3以内、上限500万円 ◇3～5回目 1/2以内、上限500万円 ※4者以上の共同申請事業は 上限2,000万円 ・(株)日本政策金融公庫による融資制度 ・中小企業投資育成株式会社の特例等	・補助金(単年度) 補助率等 ◇1・2回目 補助率等 2/3以内、上限1,000万円 ◇3～5回目 補助率等 1/2以内、上限1,000万円 ・中小企業信用保険法の特例等	・補助金(単年度) 補助率等 ◇1・2回目 2/3以内、上限500万円 ◇3～5回目 1/2以内、上限500万円 ※機械化・IT化事業は 上限1,000万円(条件あり) ・(株)日本政策金融公庫による融資制度 ・農業改良資金(無利子資金)の特例適用 ・中小企業信用保険法の特例	・農業改良資金(無利子資金)の特例適用 ・6次産業化プランナーによるフォローアップ ・補助金 (6次産業化ネットワーク活動交付金) 補助率 市町村戦略構想あり 1/2以内 市町村戦略構想なし 1/3以内 施設整備 3/10以内(上限1億円) ・農林漁業成長産業化ファンドからの出資	助成金 ○地域産業資源活用応援ファンド 【中小企業者】 ・個別：助成率等 1/2以内、上限300万円 ・団体等：助成率等 1/2以内、上限500万円 【小規模企業者】 ・個別：助成率等 2/3以内、上限100万円 【支援機関】 助成率等 2/3以内、上限800万円 ○モノづくり応援ファンド、農商工連携応援ファンド 【中小企業者】助成率等 1/2以内、上限500万円
申請時期	認定は年3回程度	認定は年3回程度	認定は年3回程度	認定は毎月	原則年2回(1～2月頃、7～8月頃)
実施期間	3～5年の期間	3～5年の期間	3～5年の期間	3～5年の期間	原則1年以内 ※内容により最長3年
支援機関	(独)中小企業基盤整備機構	—	(独)中小企業基盤整備機構	6次産業化サポートセンター	(公財)あいち産業振興機構

知多管内の地域産業資源活用事業計画の認定状況

平成 29 年 8 月 10 日現在 認定数 11 件(※)

	No	企業名	認定日	地域産業資源	事業計画名
平成 20 年 度	1	杉江製陶(株) (常滑市)	H20. 7. 2	常滑焼	常滑焼の特徴を活かし防災・エコ・高品質を実現したケーブル保護用多孔陶管の製造・販売
	2	とこなめ焼 (協) (常滑市)	H20. 7. 2	常滑焼	常滑焼のヨリコ造り技術を活かした陶器浴槽を中心とする水周り製品群の製造・販売
	3	澤田酒造(株) (常滑市)	H20. 9. 24	佐布里の梅、 愛知の清酒	江戸時代の製法を再現し知多の清酒「白老」と「佐布里の梅」を原材料とした梅酒の製造販売
	4	有)山文製陶所 (常滑市) 【認定取消】	H21. 2. 23	常滑焼	常滑焼の伝統技術であるヨリコ造りと型押成形を活用した食品焼成用窯の製造・販売事業
平成 21 年 度	5	中埜酒造(株) (半田市)	H21. 7. 10	愛知の清酒	清酒の醸造技術を活用した「ノンアルコールで、糖類や甘味料を添加しない長期保存できる甘酒」の製造販売事業
	6	(株)吉原化工 (南知多町)	H21. 12. 4	愛知のプラス チック	プラスチックの押し出し成形技術を活かし、湾曲化等の用途別形状に対応し集排水処理材「もやいドレーン」の製造販売事業
平成 23 年 度	7	有)オーパ・ク ラフト (大府市)	H24. 2. 3	愛知のプラス チック	F R Pの積層技術を活用し、転覆防止用フロートの装着を可能にした小型船艇の製造販売事業
平成 24 年 度	8	(株)アカイタイ ル (常滑市)	H24. 10. 1	常滑焼	常滑焼の加飾技術、成形技術を活用した歴史的建築物等の再現性の高い復元用タイルの製造販売事業
	9	マル伊商店 (南知多町)	H25. 2. 4	しらす、こう なご(小女子)	しらす、こうなご(小女子)の鮮度を活かし、食品添加物不使用の調味料を用いた「生炊き」佃煮商品の製造・販売事業
平成 25 年 度	10	有)山源陶苑 (常滑市)	H26. 2. 3	常滑焼	常滑焼の陶器製ランプシェードを取り入れた照明器具等の製造・販売事業
平成 26 年 度	11	(株)マエダモー ルド (常滑市)	H27. 2. 2	常滑焼	常滑焼に用いる石膏型の製造技術を活用した人工乳房および関連製品の製造・販売事業

※ 1 件の認定取消(代表者の死亡等)があるため、現認定数は 10 件。